

## 全国和牛能力共進会出品体制強化事業実施要領

### (趣旨)

第1条 事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (目的)

第2条 全国規模で5年ごとに開催され、肉用牛の改良成果を競う全国和牛能力共進会への出品に向けて、地域における優良雌牛系統群の調査、整備計画の作成及び出品牛生産に係る指定交配等を推進することにより、令和9年度（2027年度）に開催される第13回全国和牛能力共進会（以下「全共」という。）への出品体制の強化を図ることを目的として実施する全国和牛能力共進会出品体制強化事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、公益社団法人全国和牛登録協会熊本県支部（以下「県支部」という。）とする。

### (事業内容)

第4条 県は、県支部が次に掲げる事業の実施に要する経費について助成する。

(1) 指定交配推進費（60頭以内）

第13回全国和牛能力共進会第7、8区出品候補牛作出に係る対象牛の指定交配を支援

(2) 指定交配用採卵費（15頭以内）

第13回全国和牛能力共進会第7、8区出品候補牛を農家所有の高能力雌牛の受精卵から作出するための採卵を支援

(3) 推進事務費

交配牛及び採卵牛確認等の現地調査旅費等

### (補助事業対象経費及び補助率等)

第5条 事業の補助対象経費及びこれに対する補助率等は、別表第1のとおりとし、県は予算の範囲内において助成する。

### (補助金等の交付申請)

第6条 要項第6条第2項に規定する補助金の交付申請に添付する事業計画書は、別記第1号様式のとおりとする。

### (補助金の変更交付申請)

第7条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書に添付する事業変更計画書は、別記第1号様式を準用する。

### (実績報告)

第8条 要項第13条第2項の実績報告に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績（別記第2号様式、別記第3号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和2年9月24日から施行する。

この要領は、令和3年5月12日から施行する。

この要領は、令和4年5月31日から施行する。

この要領は、令和5年5月31日から施行する。

この要領は、令和6年5月27日から施行する。